

答 申

1 審査会の結論

武蔵野市長（以下「実施機関」という。）は、市長交際費精算書（平成 10 年度および同 11 年度の一部）（以下「本件文書」という。）のうち件名中の告別式花環代もしくは生花代に係る個人の氏名および法人その他の団体の名称を表示した部分を開示すべきである。

2 異議申立ての経緯

異議申立人は、武蔵野市情報公開条例（以下「条例」という。）第 8 条に基づき、平成 11 年 11 月 8 日実施機関に対し、平成 10 年度および同 11 年度の市長交際費に係るすべての資料（各月の明細一覧表を含む。）の開示を請求したが、実施機関は、同年 11 月 22 日、本件文書のうち、支出の具体的な案件（例えば、某氏告別式花環代）を記載した「件名」中の個人および法人その他の団体の表示を非開示とする部分開示決定を行った。

これに対して異議申立人は、告別式の花環・生花は、会葬者の目に触れるものであるから、これを供された相手方（氏名のほか、その所属した法人その他の団体の名称を含む趣旨と解される。）を非開示とすべき理由はないと主張して、本件異議申立てを行った。

これに対し、実施機関は、告別式の花環代・生花代に係る個人の氏名は、条例第 11 条第 2 号本文にいう「個人に関する情報」で特定の個人が識別されるものに当たり、また、その個人の所属した法人その他の団体の名称を公開すると、「当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的地位が損なわれると認められる」（条例第 11 条第 3 号本文）と主張する。

3 審査会の判断

本件でまず問題となるのは、本件文書の件名中、その葬儀に際して市長が交際費から花環代・生花代を支出した相手方である個人（死亡した本人）の氏名が「個人に関する情報」に当たるか否かである。確かにこれが開示されれば、当該個人と市長との間に当該個人の生前何らかの人的な関係があったことが知られるのであるから、その意味で、個人に関する情報が開示される結果となるという主張には理由がある。

しかしながら、条例第 11 条第 2 号本文にいう「個人に関する情報」とは、プライバシーにかかわる情報に限定されるとはいえないものの、個人の属性に関するあらゆる種類の情報を包括的

に指すものとも考えられず、すでに開示されている情報や、一般人が通常の方法を用いて容易に知りうる情報は除かれるし、開示しても当該個人のプライバシー、名誉、声望などが害されないことが明らかであるような情報もまた除かれるものと解すべきである。

本件に即して考えると、異議申立人が主張するように、葬儀の祭壇等に置かれる花環・生花には、その送り主の氏名・名称等が記載されるのが普通であり、したがって、市長が当該個人の葬儀に花環・生花を供したことは、少なくとも会葬者には開示されていることになる。

また、市長のような重要な公職にある者から葬儀の際に花環・生花を供される人の範囲は、一般に広範に及ぶのであり、しかも、実施機関が当審査会に提出した資料によれば、市長が交際費から花環・生花の代金を支出するか否か、支出するとしてどの程度の金員を支出するかは、かなり機械的な基準に準拠していることが窺われる。してみれば、上記個人の氏名を表示した部分が開示されると、当該個人と市長との間に何らかの人的な関係があることが知られるに至るとはいえ、そのことによって当該個人のプライバシー、名誉、声望などが害されるものではないことは明らかである。

次に問題となるのは、上記個人の所属した法人その他の団体の名称を公開すると、「当該法人等 の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的地位が損なわれると認められる」か否かである。確かに、当該団体の名称が開示されれば、市長と当該団体との間に何らかの関係があることが推認される可能性があることは否定できない。しかし、上に述べたように、市長の交際費が広範囲に及び、しかも花環・生花の支出が儀礼的・機械的に決定されていることに照らせば、上記推認の可能性が否定できないとしても、それによって「当該法人等 の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的地位が損なわれる」とは考え難い。

以上の点を勘案すれば、本件文書の件名中、その葬儀に際して市長が交際費から花環代・生花代を支出した個人の氏名、およびその個人が所属した法人その他の団体の名称を表示した部分を開示すべきである。

4 審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 12 年 3 月 10 日	諮問
平成 12 年 3 月 31 日	審議(第六期第 2 回審査会)